

実は、、、受け皿が足りていません！

一時預かり実施園

大募集！

育児疲れ
急病
パート就労
etc.

市内のニーズは延べ約 68,000 人

一般型

★専用のスペースと保育士で安心の保育

★不定期利用と定期利用の両方を実施

【不定期利用】

- ・月～金曜日の午前 8 時～午後 5 時
- ・土曜日の 午前 8 時～午後 0 時 30 分

【定期利用】

- ・月～土曜日の午前 8 時～午後 5 時
- ・土曜日を除き、1 時間延長利用可

★補助基準額

- ①基本分（年間延べ利用児童数により定める額）
- ②加算分（生活保護世帯減免分）
- ③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
- ④使用済み紙おむつ処理経費等加算
- ⑤基幹型実施施設加算（基幹型実施園のみ）
- ⑥運営支援加算（R6 新規拡充）
- ⑦利用児童加算（R6 新規拡充）

余裕活用型

★利用定員の余った枠を活用

★不定期利用のみ実施

- ・月～金曜日の午前 8 時～午後 5 時
- ・土曜日の 午前 8 時～午後 0 時 30 分

★補助基準額

- ①基本分（延べ利用児童数×2,400 円）
- ②加算分（生活保護世帯減免分）
- ③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
- ④使用済み紙おむつ処理経費等加算

千葉市一時預かり事業 実施者募集要項

千葉市こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課

1 事業概要

保護者の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育（不定期利用）、又は、就労形態の多様化に伴う断続的な保育（定期利用）など、需要に応じた保育サービスに対応するため、一時預かり事業を実施し、もって児童の福祉の増進を図る。

2 実施主体

- (1) 保育所（児童福祉法 39 条第 1 項（以下「法」という。））
- (2) 認定こども園（認定こども園法第 2 条第 6 項）
- (3) 小規模保育事業所（法第 6 条の 3 第 10 項）
- (4) 事業所内保育事業所（法第 6 条の 3 第 12 項）
- (5) 千葉県先取りプロジェクト認定保育施設（千葉県先取りプロジェクト認定保育施設事業実施要綱第 4 条第 2 項）
- (6) 幼稚園（学校教育法第 22 条）

3 定義

- (1) 一般型施設：実施施設のうち、余裕活用型施設でない施設。
- (2) 基幹型施設：一般型施設のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日においても一日あたり 9 時間以上、児童の受け入れを行う施設。（1 月 1 日～3 日を除く。）
- (3) 余裕活用型施設：実施施設の利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行う施設。

4 対象児童

以下の要件をすべて満たす児童

- (1) 市内在住であること。
- (2) 主として、保育所、認定こども園等に通っていない、又は在籍していないこと。
- (3) 生後 3 か月から小学校就学前までの児童であること。

※1：ただし、市原市・四街道市の受け入れに同意する施設については、同意書の提出により、市原市・四街道市民の受け入れも可能とすることができる（不定期利用のみ）。

※2：小規模保育事業所、事業所内保育事業所は 3 歳未満児のみの受入も可。
幼稚園については、3 歳以上児のみの受入も可。

5 事業内容

(1) 事業実施日・時間について

一般型・余裕活用型：12 月 29 日～1 月 3 日を除く

基幹型：1 月 1 日～1 月 3 日を除く

ア 定期利用（一般型・基幹型施設のみ実施）

・月～土曜日の午前 8 時～午後 5 時

（ただし、やむを得ない事情があるときは、土曜日を除き、午後 5 時から午後 6 時までの間で延長利用が可能）

イ 不定期利用

- ・月～金曜日の午前8時～午後5時
半日利用の場合、午前8時～午後0時30分、午後0時30分～午後5時
(ただし、裁判員制度により裁判へ参加する場合に限り、午後6時まで)
- ・土曜日の午前8時～午後0時30分

(2) 定員

10人程度とする。

※定員とは、同時に預かる児童数をいう。

※余裕活用型施設については、定員設定無し。

(3) 利用料

	3歳未満児		3歳以上児	
不定期利用 (日額)	1日単位	半日単位	1日単位	半日単位
	2,200円	1,100円	1,200円	600円
	※ 当該年度の前年度の3月31日現在の年齢による			
定期利用 (月額)	週2回利用	週3回利用	週2回利用	週3回利用
	18,300円	26,100円	9,400円	13,500円
突発的な利用 (月1回まで)	1,500円		1,000円	
時間外 (月額)	3,000円		1,900円	
	※ 当該年度の前年度の3月31日現在の年齢による			

※利用料には、給食、おやつ代を含む。

※裁判員として裁判に参加するために利用時間を延長する際、延長料金は徴収しない。

※この表において「3歳未満児」とは、この要綱に基づき一時預かり事業を利用した年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童が当該年度の途中で3歳に達した場合においても、当該年度中に限り3歳未満児とみなす。

(4) 利用限度

ア 定期利用

週2日または3日の決定された曜日とする。ただし、児童1人あたり1契約を限度とし、複数施設を利用することはできない。

イ 不定期利用

1月あたり、7日を限度とする。ただし、半日利用の場合、0.5日扱いでのカウントとする。

(5) 従事者の体制・施設基準等について

ア 保育場所（余裕活用型を除く。）

原則、専用居室を確保すること。

イ 従事者

保育従事者2人以上。ただし、所定の研修を修了した子育て支援員を配置する場合、保育従事者のうち2分の1を保育士とすることが可能（注）。

また、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援が受けられる場合、協議により、保育士1人で処遇ができる乳幼児の範囲において、保育従事者を保育士1人とすることも可能。

注：この場合、保育従事者がすべて保育士の場合と、それ以外の場合とでは、補助金額が異なる。

(6) 事業の運用について

ア 児童の選考方法

施設独自の基準による。（前提として、公平な選考基準を設けること。）

イ 不定期利用と定期利用の併用について

➤ 不定期利用・定期利用の利用を「就労」を理由とした場合

→15日分を限度とする。

➤ 不定期利用の利用を「就労」を理由とし、定期利用の利用を「就労」以外を理由とした場合

→定期利用分+不定期利用7日分利用可能。

（上限15日を考えず、不定期・定期個々の限度日数で考える。）

ウ その他の運用

「千葉市一時預かり事業」事務マニュアル」を参照。

6 その他

- ・本事業は社会福祉法第2条第3項第2号の規定による第2種社会福祉事業となります。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 高層棟8階

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

電話 043-245-5729

FAX 043-245-5894

Eメール unei.CFE@city.chiba.lg.jp